

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

| | |
|---|-----|
| 規 則 | ページ |
| ◎高知県税規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎老人福祉法施行細則の一部を改正する規則 | 6 |
| 告 示 | |
| ○字の区域及び名称の変更の届出 (市町村振興課) | 7 |
| ○救急病院の認定 (医療薬務課) | 7 |
| ○救急診療所の認定 (") | 8 |
| ○区画漁業権の免許 (漁業管理課) | 8 |
| ○区画漁業権の消滅の登録 (") | 8 |
| ○区画漁業権の免許の内容となるべき事項等の定め取消し (") | 9 |
| ○国土調査の成果の認証 (用地対策課) | 9 |
| ○建築基準法による道の指定 (建築指導課) | 9 |
| ◎告示(高知県海岸管理条例による放置等を禁止する区域及び物件の指定)の一部改正 (海岸課) | 9 |
| 公 告 | |
| ○貸金業者の登録の取消し (経営支援課) | 11 |
| ○県営土地改良事業の計画の変更(2件) (農業基盤課) | 11 |
| ○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項(伐倒及び薬剤による防除) (林業改革課) | 11 |
| ○森林病虫害等防除法による命令の内容となる事項(薬剤による防除) (") | 11 |
| 高知県人事委員会規則 | |
| ◎公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則 <2・27揭示> | 12 |
| ◎職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則 | 12 |

規 則

高知県税規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成20年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第10号

高知県税規則の一部を改正する規則

高知県税規則(昭和33年高知県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第77条第1項の表中「第1号」を「同項第1号」に改め、同条第2項中「車椅子」を「車いす」に改める。

第77条の2及び第77条の3第2項中「歩行」を「、歩行」に改める。

第77条の5第1項中「第154条第3項(同条第4項)」を「第154条第4項(同条第5項)」に改め、同条第2項中「第154条第3項」を「第154条第4項」に改め、同条第3項中「第154条第3項(同条第4項)」を「第154条第4項(同条第5項)」に改める。

第81条の6第1項及び第2項中「車椅子」を「車いす」に改める。

第81条の7中「第179条の13第2項」を「第179条の13第3項」に改める。

別記第6号様式の4中

「

| | |
|-------------|--------|
| 振替の請求に使用する欄 | 払出口座番号 |
| | |
| | 払出請求人 |
| | 印 |

」

を

「

| |
|--|
| |
|--|

」

に改め、同様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式の4の2 (第5条関係)

| | | | |
|----|------|-------------|-----------------|
| 県税 | 自動車税 | 所 属 郡 市 町 村 | 所 属 郡 市 町 村 番 号 |
|----|------|-------------|-----------------|

納付書 (原符)

| | | | |
|-----------------|---------|---------|-------|
| 所 属 郡 市 町 村 番 号 | 納 入 年 度 | 納 入 期 限 | 年 月 日 |
| | | | |
| 納付金額 | 延滞金 | 計 | |
| | 00 | | |
| 口座番号 | 振込 | | |
| 01-521-1-960014 | 交付税課徴収印 | | |
| 特 定 振 込 課 徴 収 印 | 交付税課徴収印 | | |

口座番号：01620-1-960014
 振込先：四国銀行事務総務部納付センター

| | | | |
|-----------------|---------|-----------|-------|
| 所 属 郡 市 町 村 番 号 | 納 入 年 度 | 納 入 期 限 | 年 月 日 |
| | | | |
| 納付金額 | 延滞金 | 計 | |
| 01234 | 56789 | 876543210 | |
| 口座番号 | 振込 | | |
| 01620-1-960014 | 交付税課徴収印 | | |
| 特 定 振 込 課 徴 収 印 | 交付税課徴収印 | | |

口座番号：01620-1-960014
 振込先：四国銀行事務総務部納付センター

| | | | |
|----|------|-------------|-----------------|
| 県税 | 自動車税 | 所 属 郡 市 町 村 | 所 属 郡 市 町 村 番 号 |
|----|------|-------------|-----------------|

領収済通知書

高知 501

納付書兼領収証書

| | | | |
|-----------------|---------|---------|-------|
| 所 属 郡 市 町 村 番 号 | 納 入 年 度 | 納 入 期 限 | 年 月 日 |
| | | | |
| 納付金額 | 延滞金 | 計 | |
| | 00 | | |
| 口座番号 | 振込 | | |
| | 交付税課徴収印 | | |

口座番号：01620-1-960014
 振込先：四国銀行事務総務部納付センター

| | | | |
|----|------|-------------|-----------------|
| 県税 | 自動車税 | 所 属 郡 市 町 村 | 所 属 郡 市 町 村 番 号 |
|----|------|-------------|-----------------|

自動車税納税証明書 (継続納税用)

この納税証明書は、自動車の継続納税を受ける際に必要なものですから、自動車検査証といっしょに大切に保管してください。

| | |
|------|------------|
| 登録番号 | 車台番号 (T6桁) |
|------|------------|

| | |
|------------|-------|
| この証明書の有効期限 | 年 月 日 |
|------------|-------|

上記の自動車については、下記の領収証印のあるものは自動車税の滞納がないことを証明します。

各登録番号・車台番号 (T6桁)・有効期限の印付が「本票」印で押されているものは、延滞金と延滞利息を免除できず、また、各年度の延滞事項をよくお読みください。

| |
|---------|
| 交付税課徴収印 |
|---------|

領収書兼納税書 印

領収書兼納税書 印

別記第6号様式の5中

| | |
|-------------|----------|
| 振替の請求に使用する欄 | 払出し口座番号 |
| | 払出し請求人 印 |

| |
|--|
| |
|--|

- に、
- 「1 上記の税額を最寄りの納付の場所へ納付してください。
 - 2 裏面をよくお読みください。
- 事務所」
- を
- 「 上記の税額を最寄りの納付の場所へ納付してください。
- 県税事務所」
- に、
- 「1 上記の税額を最寄りの納付の場所へ納付してください。
 - 2 納付場所は、1枚目の領収証書を御覧ください。
- 事務所」
- を
- 「 上記の税額を最寄りの納付の場所へ納付してください。
- 県税事務所」

に改める。

別記第11号様式の4及び別記第29号様式の2中

「

| | |
|------------|--------|
| 振替の請求用にする欄 | 払出口座番号 |
| | 番 |
| | 払出請求人 |
| | 印 |

を

「

| |
|--|
| |
|--|

」

に改める。

別記第56号様式の2注中「「資本金等」を「、「資本金等」に改める。

別記第120号様式中

「

| | |
|-------------|---------|
| 振替の請求に使用する欄 | 払出し口座番号 |
| | |
| | 払出し請求人 |
| | 印 |

」

を

「

| |
|--|
| |
|--|

」

に改める。

別記第120号様式の2を次のように改める。

第120号様式の2 (第77条の5関係)

自動車税減免決定通知書

自動車税の減免について、下記のとおり決定しました。
下記の決定税額を同封の納付書で納期限までに納付してください。

決定税額は、0円ですので、納付の必要はありません。
既に全額を納付している場合は、減免税額が還付されます。

| 記 | | 当初税額 | 円 |
|------|-------|------|---|
| 登録番号 | | | 円 |
| 年度 | | | 円 |
| 納期限 | 年 月 日 | | 円 |
| 決定理由 | | | |

年 月 日

県税事務所長 印

(切取り線)

- (不服申立て及び取消訴訟に関する教示)
この処分について不服があるときは、この書類を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条の規定により、高知県知事に審査請求をすることができ、なお、高知県知事から審査請求するときは、なるべく当該県税事務所を理由として提出するようしてください。
- この処分を取り消すことは、上記1の審査請求に対する裁決を知った日から起算して6箇月以内に、高知県知事から審査請求を提起することにより、高知県知事は、審査請求が提起された日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
(1) 審査請求が提起された日の翌日から起算して3箇月を経過しても裁決がないとき。
(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
(3) その他裁決をしないことにつき正当な理由があるとき。

高知県 自動車税納税証明書 (継続審査用)

下記の自動車について、自動車税の滞納がないことを証明します。

〔下記の登録番号・車台番号(下6桁)・有効期限の日付が「**」印で消されているものは、証明書として使用できません。〕

| 記 | | 車台番号(下6桁) | この証明書の有効期限 |
|------|--|-----------|------------|
| 登録番号 | | | 年 月 日 |

県税事務所長 印

(自動車検査証とつしよに大切に保管してください。)

別記第123号様式及び別記第123号様式の2を次のように改める。

第123号様式 (第77条の5、第81条の7関係)

付
受 印

年 月 日

県税事務局長 様

自動車税 減免申請書
自動車取得税

高知県条例第154条第1項第179条の13第1項第3号・第4号の規定により、次のとおり申請します。
なお、減免の判定のために必要がある場合は、身体障害者手帳等及び運転免許証の状況について、関係機関及び関係部署に照会し、確認することについて同意します。

| | | | | | | |
|-------------|--|----------------------------------|------------|----------------------|---------------|--|
| | | 自動車登録番号 | | 身障区分コード | | |
| | | 高知 | | | | |
| 申請者 | 住所 | 生年月日 | 身体障害者等との続柄 | 非同居認定 | | |
| | フリガナ氏名 | 年 月 日 | () | コード | コード | |
| | 電話番号 | () | — | コード | | |
| 身体障害者手帳等の表示 | 住所 | 氏名 | 電話番号 | () | コード | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | 18歳になる日 | 年 月 日 | 障害の程度 | |
| | 手帳区分 | 1 身体障害者手帳 | 2 戦傷病者手帳 | 3 療育手帳 | 4 精神障害者保健福祉手帳 | 障害の程度 (該当する欄に記入するか、該当する項目の番号を○で囲んでください) |
| | | 有期日付 | 年 月 日 | 年 月 日 | 次判定年月 | |
| | | 障害名又は障害の状態 | | 種 級 | | |
| | | | | 項 症 款 症 | | |
| | | 1 療育手帳の総合判定A | | 2 精神障害者保健福祉手帳の障害等級1級 | | |
| | 手帳番号 | 第 号 | 交付年月日 | 年 月 日 | | |
| 自動車の使用状況 | 使用目的 | 1 通院 2 通学・通園 3 通勤 4 生業 5 通所 6 帰宅 | 施設名 | | | |
| 運転免許証の表示等 | 住所 | 氏名 | 生年月日 | 年 月 日 | コード | |
| | 電話番号 | () | — | コード | 非同居認定 | |
| | 免許証番号 | 第 号 | 交付年月日 | 年 月 日 | 有効期限 | |
| | 免許の種類 | 大型・中型・普通・大型特殊 | 免許の条件 | なし・ある () | | |
| 自動車検査証の表示等 | 所有者住所 | 氏名(名称) | 有効期間の満了する日 | 年 月 日 | | |
| | 使用者住所 | 氏名 | 年 月 日 | | | |
| | 主たる置置場 | 取得年月日 | 年 月 日 | 自家用・事業用の別 自家用 | | |
| 自動車税 | 当初税額 | 円 | 減免税額 | 円 | 決定税額 | |
| 自動車取得税 | 当初取得価額 | 円 | 当初税額 | 円 | | |
| | 特別仕様又は構造変更による金額 | 円 | 減免税額 | 円 | | |
| | 取得価額 | 円 | 決定税額 | 円 | | |
| 処理 | 身体障害者手帳等及び運転免許証を現認し、高知県条例第154条第1項第179条の13第1項第3号・第4号の規定に該当することを確認しました。 調査員 職・氏名 ㊟ 前減免自動車(高知)は、廃車(年 月 日)済み | | | | | |

注 1 詳細については、裏面をよくお読みください。
 2 この減免申請書に必要な書類を添えて、自動車の登録時には運輸支局県税駐在員に、既に登録されている自動車は各県税事務所に4月1日から納期限までの間に提出してください。

(裏面)

- ◎減免申請の際には、次の点に注意してください。
- ◎減免を受けることができる場合の障害の程度については、県税事務所等で確認してください。
- ◎既に減免を受けている自動車がある場合は、その状況により、新たに減免申請する自動車について減免が受けられない場合がありますので、事前に県税事務所等にご相談ください。

| | | |
|----------------------|---|---|
| | 家族運転又は常時介護者運転の場合 | 本人運転の場合 (身体障害者手帳又は戦傷病者手帳をお持ちの方が運転する場合に限りです。) |
| 自動車 ※1台に限りま す。 | ① 車種 乗用車、トラック(乗車定員が4人以上のもの)、三輪の小型自動車又はキャンピング車で自家用のもの ② 名義 ・所有者:ディーラー等の所有権留付のもの以外は、身体障害者等(身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方) ・使用者:身体障害者等又は減免申請書の運転者。ただし、ディーラー等の所有権留付のものは、身体障害者等 ・身体障害者等が18歳未満又は精神障害者の場合は、所有者及び使用者がともに同一生計の親族で可。 | ① 車種 自家用のもの ② 名義 ディーラー等の所有権留付のもの以外は、所有者及び使用者がともに本人 |
| 運転者 | ・家族運転の場合 身体障害者等と同居している親族(やむを得ない理由により同居できない場合で、健康保険証又は確定申告書の写しにより扶養関係を確認することができる者は、可。) ・常時介護者運転の場合 単身で生活する身体障害者等又は身体障害者等のみで構成される世帯の身体障害者等を常時介護する者 | 本人 |
| 自動車の使用内容 | 身体障害者等の通院、通学・通園、通勤、生業、通所又は帰宅のために、週1回以上又は月4回以上使用し、かつ、1年以上継続して使用が見込まれるもの | 本人が日常生活において使用するもの |
| 手続に必要なもの | ① 減免申請書 ② 自動車検査証 ③ 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 ④ 運転免許証又はその写し(表裏とも) ※停止期間中は、受付できません。 ⑤ 認印 ⑥ 住民票(続柄を省略していないもの) ※同居でない場合は、扶養関係を証明する健康保険証又は確定申告書の写し ⑦ 使用内容を証明するもの 通院証明(医療機関)、通学・通園・帰宅証明(学校等)、通勤証明(会社等)、生業の証明(民生委員)又は通所証明(施設等) ⑧ 介護者の確認をすることができるもの(常時介護者運転の場合のみ) 自動車運行計画書及び誓約書 ⑨ 自動車の特別仕様又は構造変更を有する自動車を取得した場合は、その内容及び金額が分かる書類 | ① 減免申請書 ② 自動車検査証 ③ 身体障害者手帳又は戦傷病者手帳 ④ 運転免許証又はその写し(表裏とも) ※停止期間中は、受付できません。 ⑤ 認印 ⑥ 自動車の特別仕様又は構造変更を有する自動車を取得した場合は、その内容及び金額が分かる書類 |

注 1 申請者は、納税義務者です。
 2 「自動車の使用状況」欄は、家族運転又は常時介護者運転の場合にのみ記入し、「施設名」欄は、「使用目的」欄が「2 通学・通園」、「5 通所」又は「6 帰宅」の場合にのみ記入してください。
 なお、減免を受けることができる場合の施設については、県税事務所等で確認してください。
 3 「非同居認定」欄、「コード」欄、「当初税額」欄、「減免税額」欄、「決定税額」欄及び「処理」欄は、記入しないでください。

第123号様式の2 (第77条の5、第81条の7関係)

付
受 印

年 月 日

県税事務所長 様

申請者 住所
氏名 ㊟

自動車税
自動車取得税 減免申請書

高知県税条例 第154条第2項
第179条の13第1項第5号・第6号・第7号 の規定により 自動車税
自動車取得税 の減免を受けたいの
で、下記のとおり申請します。

記

| | | | | |
|-------------|---|--|---------|---|
| 自動車の表示等及び税額 | 所有者住所・氏名(名称) | | | |
| | 使用者住所・氏名(名称) | | | |
| | 自動車登録番号 | 区分 | 自家用・営業用 | |
| | 取得年月日 | | 年 月 日 | |
| | 区分 | 構造上、身体障害者等の 1 利用に専ら供するための構造を有する自動車 2 利用に供するための構造を有する自動車 3 運転の用に供するための構造を有する自動車(営業用に限る。) | | |
| | 特別仕様又は構造変更の内容 | 1 車いすの昇降装置 2 車いすの固定装置 3 浴槽の装着 4 その他() | | |
| | 自動車税 | 当初税額 | | 円 |
| | 減免税額 | | 円 | |
| | 決定税額 | | 円 | |
| 自動車取得税 | 当初取得価額 | 円 | 当初税額 | 円 |
| | 特別仕様又は構造変更 に要した金額 | 円 | 減免税額 | 円 |
| | 取得価額 | 円 | 決定税額 | 円 |
| 主たる定置場 | | | | |
| 自動車の使用目的 | | | | |
| 処理 | 高知県税条例 第154条第2項 第179条の13第1項第5号・第6号・第7号 の規定に該当することを確認しました。 年 月 日 調査員 職・氏名 ㊟ | | | |

別記第165号様式の1の2の裏面中「領収書に」を「領収書欄に」に、「この通知書」を「この送金通知書」に改める。

別記第165号様式の2中「振込先銀行」を「振込先金融機関」に、「預金種目」を「預金種別」に改め、同様式裏面中

「注意事項」1 受取人は、領収書に年月日、住所及び氏名(法人、団体等)にあっては、名称、代表資格名及び代表者氏名)を記入し、印を押してください。

を「送金通知書の注意事項」1 受取の際は、上の領収書欄に年月日、住所及び氏名(個人以外の場合は、名称、代表資格名及び代表者氏名)を記入し、印を押してください。

に、「又は別に」を「別に」に、「この通知書に」を「この送金通知書に」に、

「4 この通知書の発行の日から1年を過ぎたときは、本書では支払を受けられません。

5 内容に御不明な点がある場合又は本書をなくした場合は、表取扱機関まで御連絡ください。

を「4 この送金通知書では、発行日から1年を経過しますと支払を受けられませんので、その場合は、県税事務所まで御連絡ください。

※口座振込みによる支払、小切手による支払及び充当のみの場合、この面の記載内容は関係ありません。

に改める。

附則(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。(経過措置)

2 この規則による改正前の高知県税規則別記様式(別記第120号様式の2及び別記第123号様式を除く。)は、この規則による改正後の高知県税規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

~~~~~

老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成20年3月11日

高知県知事 尾崎 正直  
高知県規則第11号

**老人福祉法施行細則の一部を改正する規則**

老人福祉法施行細則（平成5年高知県規則第26号の3）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中

「7 施設の名称及び種類

8 施設の所在地

9 老人短期入所事業に係る入所定員

10 事業開始の予定年月日

11 収支予算書（別紙）

12 事業計画書（別紙）  
を

「7 施設、サービスの拠点又は住居について（老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業の場合）

（1）名称

（2）種類（老人デイサービス事業又は老人短期入所事業の場合）

（3）所在地

（4）入所定員、登録定員又は入居定員（老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業の場合）

8 事業開始の予定年月日

9 収支予算書（別紙）

10 事業計画書（別紙）  
に改める。

別記第4号様式中「老人短期入所施設」を「老人短期入所施設・老人介護支援センター」に、「地理的状況」を「地理的状況（別図）」に、「市町村が当該市町村の区域内に設置しようとする場合は不要」を「設置者が市町村の場合であって、当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合」に、「市町村以外」を「設置者が市町村以外」に改める。

別記第5号様式及び別記第6号様式中「老人短期入所施設」を「老人短期入所施設・老人介護支援センター」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

**高知県告示第136号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、四万十町長から次のとおり字の区域及び名称の変更について届出があった。

平成20年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

字の区域及び名称の変更

| 変 更 前 |     |                                                                                                                                                                                                                                                                        | 変 更 後 |      |
|-------|-----|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|------|
| 大字    | 字   | 地番区域                                                                                                                                                                                                                                                                   | 大字    | 字    |
| 見付    | 宇ノ谷 | 15、26、30、47、56、57、58の2                                                                                                                                                                                                                                                 | 見付    | 南宇ノ谷 |
|       | 大谷口 | 63、64の1から64の4まで、65の1、65の2、66から69まで、115                                                                                                                                                                                                                                 |       |      |
|       | 萩野々 | 238の1、239の1、240の1                                                                                                                                                                                                                                                      |       |      |
|       | 藤越  | 313の2、318の3、318の5、319の1、319の3、320の1から320の4まで、321の1、322、323の1、323の2、325の3、328の1、328の2、329の1から329の3まで、330の1、330の2、331、332、333の1、333の2、334、335の1から335の3まで、336、337の1、337の2、338の1から338の3まで、339の1から339の4まで、340から342まで、343の1、343の2、344の1から344の5まで、345の1、345の2、346から348まで、348の |       | 藤ノ越  |

|      |                                                                                                                               |  |      |
|------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|------|
|      | 2、349、350の1から350の3まで、351、1797                                                                                                 |  |      |
| 大幡谷  | 367                                                                                                                           |  | 黄判谷  |
| 野中   | 572の4から572の6まで、581の3、582の2、582の3、607の2                                                                                        |  | カヤノ木 |
| 長見山  | 610の3、610の4、611の3                                                                                                             |  |      |
| カヤノ木 | 720の2、720の4                                                                                                                   |  | 野中   |
| 柏木   | 855の2                                                                                                                         |  | 轟川   |
| 大切   | 897の3                                                                                                                         |  | 柏木   |
| 黄判谷  | 1839、1843、1859、1860、1863、1866、1867、1869、1877、1878                                                                             |  | 大幡谷  |
| 長見山  | 1929                                                                                                                          |  | 壱合奈路 |
| 南宇ノ谷 | 1438から1444まで、1449から1453まで、1457、1458、1463、1464、1466、1475、1478から1485まで、1490から1494まで、1514、1518から1524まで、1530から1536まで、1538から1541まで |  | 宇ノ谷  |
|      | 1547                                                                                                                          |  | 大谷口  |
|      | 1585、1619                                                                                                                     |  | 大田   |
| 坂本川  | 1702、1703                                                                                                                     |  |      |
| 影ノ平  | 1762                                                                                                                          |  |      |

**高知県告示第137号**

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。

平成20年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

| 医療機関の名称               | 所在地             | 認定年月日   | 認定の有効期限  |
|-----------------------|-----------------|---------|----------|
| 高知県立安芸病院              | 安芸市宝永町1-32      | 平20・2・1 | 平23・1・31 |
| 高知県・高知市病院企業団立高知医療センター | 高知市池2125-1      | ” ” 26  | ” ” 25   |
| 独立行政法人国立病院機構高知病院      | 高知市朝倉西町1-2-25   | ” ” 1   | ” ” 31   |
| 土佐市立土佐市民病院            | 土佐市高岡町甲1867     | ” ” ”   | ” ” ”    |
| 佐川町立高北国民健康保険病院        | 高岡郡佐川町甲1687     | ” ” ”   | ” ” ”    |
| 北島病院                  | 高岡郡越知町越知甲1662   | ” ” ”   | ” ” ”    |
| 山崎外科整形外科病院            | 高岡郡越知町越知甲2107-1 | ” ” ”   | ” ” ”    |

高知県告示第138号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定により、救急診療所として次のとおり認定した。

平成20年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

| 医療機関の名称 | 所在地         | 認定年月日   | 認定の有効期限  |
|---------|-------------|---------|----------|
| 川村整形外科  | 高知市曙町1-19-1 | 平20・2・1 | 平23・1・31 |

高知県告示第139号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、区画漁業権を次のとおり免許した。

平成20年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

◎区画漁業権（第一種 真珠）（2件）

| 免許年月日 | 免許番号 | 漁場名 | 漁業権者 | 漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期並びに制限又は条件 | 存続期間 |
|-------|------|-----|------|------------------------------|------|
|       |      |     |      |                              |      |

|            |            |           |                                                  |                        |                          |
|------------|------------|-----------|--------------------------------------------------|------------------------|--------------------------|
| 平成20年3月11日 | 区 第 1,005号 | 養老水 落地先   | 土佐清水市市場町11番4号 土佐清水市漁業協同組合 愛媛県宇和島市保田甲1094番地8 桑山和宏 | 平成19年11月高知県告示第762号のとおり | 平成20年3月11日から平成25年8月31日まで |
| ”          | 区 第 1,006号 | 養老水 落地先 沖 | 土佐清水市市場町11番4号 土佐清水市漁業協同組合 土佐清水市三崎浦一丁目8番4号 木村和正   | ”                      | ”                        |

◎区画漁業権（第一種 貝類）（1件）

| 免許年月日      | 免許番号       | 漁場名    | 漁業権者                 | 漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期並びに制限又は条件 | 存続期間                     |
|------------|------------|--------|----------------------|------------------------------|--------------------------|
| 平成20年3月11日 | 区 第 2,045号 | 溜所丘 地先 | 宿毛市片島5番71号 すくも湾漁業協同組 | 平成19年11月高知県告示第762号のとおり       | 平成20年3月11日から平成20年8月31日まで |

|  |  |  |   |  |  |
|--|--|--|---|--|--|
|  |  |  | 合 |  |  |
|--|--|--|---|--|--|

◎区画漁業権（第一種 魚類）（3件）

| 免許年月日      | 免許番号       | 漁場名     | 漁業権者                  | 漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期並びに制限又は条件 | 存続期間                     |
|------------|------------|---------|-----------------------|------------------------------|--------------------------|
| 平成20年3月11日 | 区 第 3,084号 | 兼山神社下地先 | 宿毛市片島5番71号 すくも湾漁業協同組合 | 平成19年11月高知県告示第762号のとおり       | 平成20年3月11日から平成20年8月31日まで |
| ”          | 区 第 3,085号 | 赤むろ崎前地先 | ”                     | ”                            | ”                        |
| ”          | 区 第 3,086号 | 越戸地先    | ”                     | ”                            | ”                        |

高知県告示第140号

次のとおり漁業権の消滅の登録を行った。

平成20年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

◎区画漁業権

| 免許年月日     | 免許番号       | 漁業権者                 | 漁業の種類    | 消滅の原因 | 消滅の登録を行った年月日 |
|-----------|------------|----------------------|----------|-------|--------------|
| 平成15年9月1日 | 区 第 2,026号 | 宿毛市片島5-95 すくも湾漁業協同組合 | 第一種 区画漁業 | 放棄    | 平成20年3月11日   |
| ”         | 区 第 3,037号 | ”                    | ”        | ”     | ”            |



|                    |               |                                      |   |   |   |
|--------------------|---------------|--------------------------------------|---|---|---|
| 〃                  | 区 第<br>3,038号 | 〃                                    | 〃 | 〃 | 〃 |
| 〃                  | 区 第<br>3,046号 | 〃                                    | 〃 | 〃 | 〃 |
| 平成17<br>年11月<br>8日 | 区 第<br>3,083号 | 宿毛市片島<br>5番71号<br>すくも湾<br>漁業協同<br>組合 | 〃 | 〃 | 〃 |

高知県告示第141号

次の漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区の定めを次のとおり取り消した。

平成20年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

◎区画漁業権

| 告示年月日      | 告示番号       | 公示番号       | 漁業の種類   | 取消し理由 | 取消し年月日     |
|------------|------------|------------|---------|-------|------------|
| 平成15年5月30日 | 高知県告示第327号 | 区 第 2,026号 | 第一種区画漁業 | 放棄    | 平成20年3月11日 |
| 〃          | 〃          | 区 第 3,037号 | 〃       | 〃     | 〃          |
| 〃          | 〃          | 区 第 3,038号 | 〃       | 〃     | 〃          |
| 〃          | 〃          | 区 第 3,046号 | 〃       | 〃     | 〃          |
| 平成17年9月27日 | 高知県告示第637号 | 区 第 3,083号 | 〃       | 〃     | 〃          |

高知県告示第142号

南国市領石の一部地区、四万十市横瀬及び西土佐江川の各一部

地区、香南市吉川町吉原、赤岡町及び夜須町国光の各一部地区、香美市土佐山田町佐竹並びに物部町中谷川、大栃及び山崎の各一部地区、土佐郡土佐町瀬戸及び芥川の各一部地区、吾川郡仁淀川町下名野川、中及び長坂地区並びに幡多郡大月町平山の一部地区及び古満目地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。

平成20年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

1 調査を行った者の名称

- (1) 南国市
- (2) 四万十市
- (3) 香南市
- (4) 赤岡町
- (5) 土佐山田町
- (6) 物部村
- (7) 土佐町
- (8) 吾川村
- (9) 西土佐村
- (10) 大月町

2 調査を行った地域及び時期

- (1) 南国市領石の一部  
平成18年度及び平成19年度
- (2) 四万十市横瀬の一部  
平成18年度及び平成19年度
- (3) 香南市吉川町吉原の一部  
平成18年度及び平成19年度  
香南市夜須町国光の一部  
平成18年度及び平成19年度
- (4) 香南市赤岡町の一部  
平成15年度及び平成16年度
- (5) 香美市土佐山田町佐竹の一部  
平成16年度及び平成17年度
- (6) 香美市物部町中谷川、大栃及び山崎の各一部  
平成16年度及び平成17年度
- (7) 土佐町瀬戸及び芥川の各一部  
平成17年度及び平成18年度
- (8) 仁淀川町下名野川、中及び長坂  
平成16年度及び平成17年度
- (9) 四万十市西土佐江川の一部  
平成12年度及び平成13年度
- (10) 大月町平山の一部及び古満目  
平成15年度から平成17年度まで

3 成果の名称

- (1) 南国市地籍図及び地籍簿

- (2) 四万十市地籍図及び地籍簿
- (3) 香南市地籍図及び地籍簿
- (4) 赤岡町地籍図及び地籍簿
- (5) 土佐山田町地籍図及び地籍簿
- (6) 物部村地籍図及び地籍簿
- (7) 土佐町地籍図及び地籍簿
- (8) 吾川村地籍図及び地籍簿
- (9) 西土佐村地籍図及び地籍簿
- (10) 大月町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

平成20年3月11日

高知県告示第143号

次の道を建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定により指定する。

平成20年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

香南市野市町東野字レノ丸353番3から400番2に至る延長201メートルの道

高知県告示第144号

平成19年4月高知県告示第256号（高知県海岸管理条例による放置等を禁止する区域及び物件の指定）の一部を次のように改正し、平成20年4月1日から施行する。

平成20年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

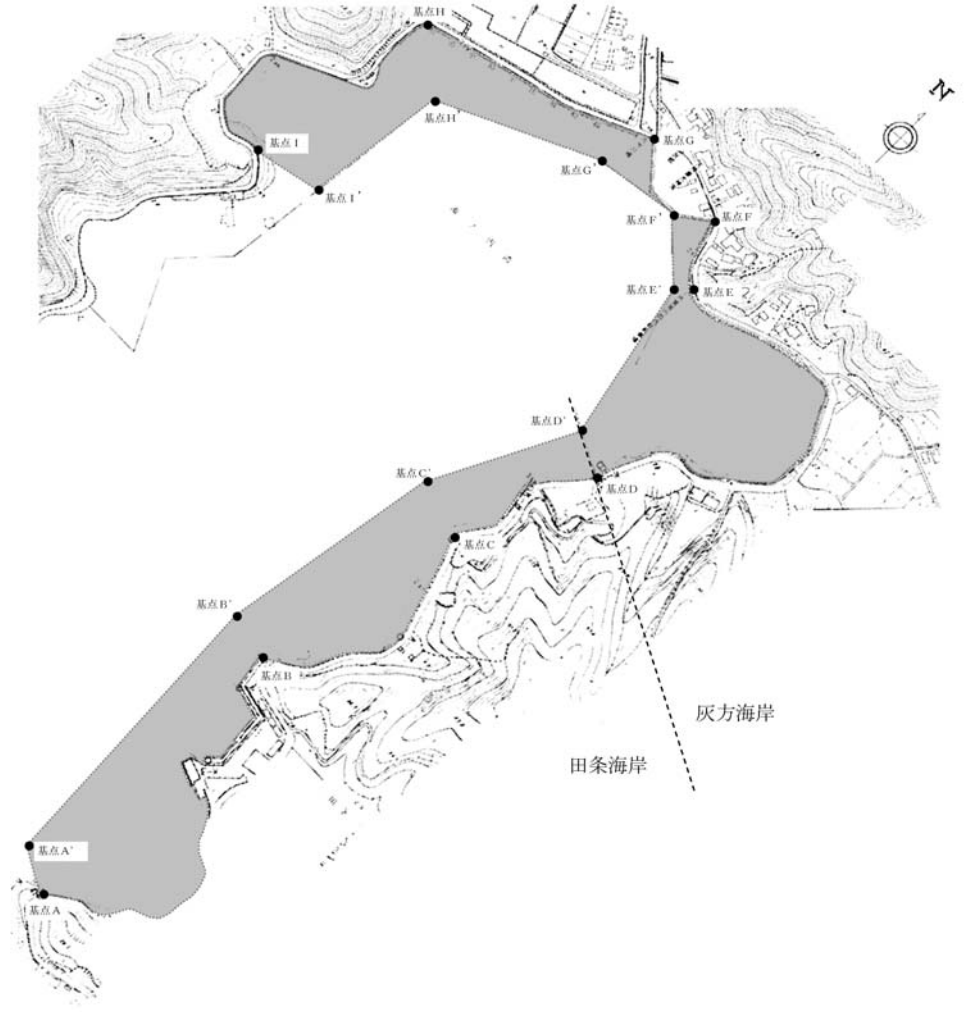
表を次のように改める。

| 海岸名  | 所在地        | 放置等禁止区域                                                                                                                                                                                                                                       | 放置等禁止物件 |
|------|------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 田条海岸 | 須崎市浦ノ内灰方地先 | 須崎市浦ノ内灰方字茅畦1153番5地先（宇佐漁港西境界）の点を基点A、基点Aから方位角255度、距離50メートルの点を基点A'、同市浦ノ内灰方字横綱代1157番3地先の点を基点B、基点Bから方位角274度、距離50メートルの点を基点B'、同市浦ノ内灰方字横綱代1157番4地先の点を基点C、基点Cから方位角280度30分、距離50メートルの点を基点C'、同市浦ノ内灰方字横綱代56番2地先の点を基点D、基点Dから方位角300度40分、距離50メートルの点を基点D'とし、基点 | 船舶      |

|      |            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |    |
|------|------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
|      |            | A、基点A'、基点B'、基点C'、基点D'及び基点Dを順次に直線で結んだ線並びに基点Dから基点Aまでの水際線により囲まれた海面(別図に示す区域)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |    |
| 灰方海岸 | 須崎市浦ノ内灰方地先 | 須崎市浦ノ内灰方字横綱代56番2地先の点を基点D、基点Dから方位角300度40分、距離50メートルの点を基点D'、同市浦ノ内灰方字宮ヶ和田194番1地先の点を基点E、基点Eから方位角228度、距離20メートルの点を基点E'、同市浦ノ内灰方字宮ヶ和田205番4地先の点を基点F、基点Fから方位角241度、距離45メートルの点を基点F'、同市浦ノ内灰方字裏佐古214番地先の点を基点G、基点Gから方位角207度、距離65メートルの点を基点G'、同市浦ノ内灰方字馬ゼキ1110番2地先の点を基点H、基点Hから方位角133度、距離85メートルの点を基点H'、同市浦ノ内灰方字長ハエ1322番6地先の点を基点I、基点Iから方位角98度、距離85メートルの点を基点I'とし、基点D、基点D'、基点E'、基点F'、基点G'、基点H'、基点I'及び基点Iを順次に直線で結んだ線並びに基点Iから基点Dまでの水際線により囲まれた海面(別図に示す区域) | 船舶 |

別図を次のように改める。

別図 放置等禁止区域



-----  
公 告  
-----

貸金業法（昭和58年法律第32号）第24条の6の6第1項の規定に基づき貸金業者の登録を取り消したので、同法第24条の6の8の規定により次のとおり公告する。

平成20年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

貸金業者名 上岡 知子  
登録されている営業所等の所在地 高岡郡四万十町東町4番13号  
登録番号 高知県知事(5)第00972号  
登録年月日 平成17年5月7日  
行政処分の年月日 平成20年2月29日  
行政処分の内容 登録の取消し  
適用条文 貸金業法第24条の6の6第1項第1号

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（土佐地区中山間地域総合整備事業（農道））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類
県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成20年3月11日から同年4月9日まで
- 3 縦覧場所
土佐町役場
- 4 その他
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

~~~~~  
土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、県営土地改良事業（土佐地区中山間地域総合整備事業（区画整理））の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成20年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 縦覧に供する書類

- 県営土地改良事業変更計画書の写し
- 2 縦覧期間  
平成20年3月11日から同年4月9日まで
- 3 縦覧場所  
土佐町役場
- 4 その他  
この公告に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満後の翌日から起算して15日以内に知事に対して異議申立てをすることができる。

~~~~~  
森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第1号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成20年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 区域及び期間
(1) 区域
高知市、室戸市、安芸市、宿毛市及び土佐清水市、安芸郡東洋町、安田町及び芸西村、高岡郡橋原町及び四万十町並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部林業改革課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。〕
- (2) 期間
平成20年3月11日から平成21年2月28日まで
- 2 森林病虫害等の種類
松くい虫
- 3 行うべき措置の内容
松くい虫の付着している樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木の伐倒及び薬剤による防除又は当該樹木の伐倒及びはく皮並びに松くい虫並びにその付着している枝条及び樹皮を焼却すること。
- 4 命令をしようとする理由
1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林において前年度に松くい虫の被害が発生しており、本年度の気象条件及び松くい虫の被害の発生状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため
- 5 その他必要な事項
(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置

- を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額を知事がその者から徴収することができる。

~~~~~  
森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号に掲げる命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成20年3月11日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 区域及び期間  
(1) 区域  
高知市、室戸市、安芸市、宿毛市及び土佐清水市、安芸郡東洋町、安田町及び芸西村、高岡郡四万十町並びに幡多郡大月町及び黒潮町の区域内に存する松林の区域のうち、次のとおりとする。  
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県森林部林業改革課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。〕
- (2) 期間  
平成20年3月11日から同年7月31日まで
- 2 森林病虫害等の種類  
松くい虫
- 3 行うべき措置の内容  
松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。
- 4 命令をしようとする理由  
1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなけ

れば松くい虫の被害がまん延し、1の(1)に掲げる区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

- (1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。
- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する林業事務所長に提出するものとし、その提出があったときは、当該林業事務所長は、当該申請者が3に掲げる措置を行ったことを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、知事が当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事が(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受け取ることとなるべき損失補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

-----  
**人事委員会規則**  
-----

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年2月27日(揭示済)

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

**高知県人事委員会規則第3号**

**公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則**

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則(平成6年高知県人事委員会規則第48号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「8週間」を「8週間(職務の特殊性その他の特別の事由により人事委員会の承認を得た場合にあっては、16週間)」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~  
職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年3月11日

高知県人事委員会委員長 起塚 昌明

高知県人事委員会規則第4号

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則(平成18年高知県人事委員会規則第16号)の一部を次のように改正する。

附則第2項の表を次のように改める。

| | |
|-------|---------|
| 東京都の区 | 100分の16 |
| 大阪市 | 100分の13 |
| 名古屋市 | 100分の12 |

附則第3項中「100分の12」を「100分の13」に改める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。